

令和元年12月定例教育委員会

教育長報告資料

<教育長報告>

- 11月定例県議会に提出される議案の作成に対する教育委員会の
意見について 1

31教総第100号
令和元年11月15日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



令和元年11月定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和元年11月15日付け31財第61号で意見の聴取を求められた下記の議案等
については、作成されて差し支えありません。

記

- 令和元年度長崎県一般会計補正予算(第4号)のうち関係部分
- 令和元年度長崎県一般会計補正予算(第5号)のうち関係部分
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

31財第61号
令和元年11月15日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 中村 法道



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

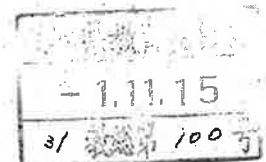
記

1 議案名等

- 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
- 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

2 上程県議会

令和元年11月定例会



令和元年度11月補正予算の概要について

1 補正の内容

(1) 職員給与費の過不足調整 (補正予算額: △260,244千円)

①事務局職員給与費【総務課】 18,937千円

(特別職職員、社会教育及び保健体育関係職員を除く。)

当初: 1,224,889千円 ⇒ 補正後: 1,243,826千円

②教職員給与費【教職員課】

(小・中・高校・特別支援学校教職員分)

【教職員給与費】

単位: 千円

	当初	補正	補正後
小学校費	46,344,587	△ 63,504	46,281,083
中学校費	28,203,129	△ 65,957	28,137,172
高等学校費	22,560,897	10,133	22,571,030
特別支援学校費	9,315,547	△ 139,993	9,175,554
計	106,424,160	△ 259,321	106,164,839

③社会教育関係職員給与費【生涯学習課】 △12,067千円

当初: 704,876千円 ⇒ 補正後: 692,809千円

④保健体育関係職員給与費【体育保健課】 △7,793千円

当初: 168,149千円 ⇒ 補正後: 160,356千円

(2) 繰越明許費の設定【教育環境整備課】

①繰越明許費を設定する理由

佐世保中央高校校舎棟外部改修及びエレベーター改修工事において、エレベーター取付作業員が確保できず、年度内の完成が困難となったものの。

②繰越明許費設定額 105,420千円

(3) 債務負担行為の設定

【総務課】

①債務負担行為を設定する理由

県有施設等の管理業務委託（エレベーター保守点検業務委託、自家用電気工作物保安管理業務委託）について、令和元年度中に令和2年度当初からの契約を行う必要が生じたため、平成31年2月議会で設定済みの債務負担行為設定額を増額するもの。

②債務負担行為限度額

405,160千円（うち増額 682千円）

【教育環境整備課】

①債務負担行為を設定する理由

平成31年2月議会において債務負担行為設定済みであるスクールバス運行契約について、制度改正により、県責の契約額が増加する見込みとなったため、債務負担行為設定額を増額するもの。

②債務負担行為限度額

175,026千円（うち増額36,300千円）

(4) 職員給与費の給与改定（補正予算額：359,798千円）

① 特別職職員及び事務局職員給与費【総務課】 4,271千円

（社会教育及び保健体育関係職員を除く。）

過不足後：1,258,827千円 ⇒ 補正後：1,263,098千円

② 教職員給与費【教職員課】（小・中・高校・特別支援学校教職員分）

【教職員給与費】

単位：千円

	過不足後	補正	補正後
小学校費	46,281,083	158,641	46,439,724
中学校費	28,137,172	91,370	28,228,542
高等学校費	22,571,030	67,850	22,638,880
特別支援学校費	9,175,554	34,697	9,210,251
計	106,164,839	352,558	106,517,397

- ③ 社会教育関係職員給与費【生涯学習課】 2,479千円
 過不足後：692,809千円 ⇒ 補正後：695,288千円
- ④ 保健体育関係職員給与費【体育保健課】 490千円
 過不足後：160,356千円 ⇒ 補正後：160,846千円

2. 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所 属	現計予算 ①	11月補正 ②	補正後 ③ = (①+②)	11月補正の財源内訳	
				一般財源	
総務課	2,345,168	23,208	2,368,376	一般財源	23,208
教職員課	119,418,682	93,237	119,511,919	一般財源	93,237
生涯学習課	1,768,836	△ 9,588	1,759,248	一般財源	△ 9,588
体育保健課	1,485,186	△ 7,303	1,477,883	一般財源	△ 7,303
教育庁計	136,610,776	99,554	136,710,330		

条 例 案

総務課・教職員課

件 名	要 旨	議案書 の 頁
<p>第126号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分</p>	<p>1. 改正要旨 令和元年10月9日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため、関係条例を改正しようとするもの。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例等の一部改正（第1条、第2条、第3条、第4条関係）</p> <p>ア 給料表の改定 各給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じて引上げ ・行政職給料表は初任給を大卒程度1,500円、短大卒程度1,800円、高卒程度2,000円引上げ、その他30歳台半ばまでの職員が在職する号給についても改定。 (平均改定率0.12%) ・その他の給料表も、行政職給料表との均衡を考慮し引上げ。</p> <p>イ 諸手当の改定</p> <p>①住居手当の改定 (改定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除額（手当支給対象家賃額の下限）の引上げ 12,000円 → 16,000円 ・最高支給限度額の引上げ 27,000円 → 28,000円 <p>(経過措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除額の引上げに伴い、手当額が最大4,000円減額となることを考慮し、手当の月額が1,000円を超えて減額となる職員については、経過措置として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、減額を最大1,000円とする。 	<p>条 1</p>

②期末手当・勤勉手当の改定

・一般職員 年間の支給月数 4.45月分 → 4.50月分 (+0.05月)

	6月期			12月期			合計		
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計
令和元年度	1.30	0.925	2.225	1.30	0.975 (0.925)	2.275 (2.225)	2.60	1.90 (1.85)	4.50 (4.45)
令和2年度	1.30	0.95	2.25	1.30	0.95	2.25	2.60	1.90	4.50

() は改正前の支給月数

・特定幹部職員 年間の支給月数 4.45月分 → 4.50月分 (+0.05月)

	6月期			12月期			合計		
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計
令和元年度	1.10	1.125	2.225	1.10	1.175 (1.125)	2.275 (2.225)	2.20	2.30 (2.25)	4.50 (4.45)
令和2年度	1.10	1.15	2.25	1.10	1.15	2.25	2.20	2.30	4.50

() は改正前の支給月数

(2) 長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 (第11条及び第12条関係)

教育長の期末手当の支給月数を国の指定職俸給表適用者 (事務次官等) に準じて改定

・年間の支給月数 3.35月分 → 3.40月分 (+0.05月)

	6月期	12月期	合計
令和元年度	1.675	1.725 (1.675)	3.40 (3.35)
令和2年度	1.70	1.70	3.40

() は改正前の支給月数

3. 実施時期

区 分		実施時期
給料表の改定		平成31年4月1日
住居手当の改定		令和2年4月1日
期末・勤勉手当 の改定	令和元年12月期分	令和元年12月1日
	令和2年度以降分	令和2年4月1日

